

倫理綱領に基づく具体的行動計画を策定するにあたって

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

平成 17 年 4 月 1 日

私たち宮城県社会福祉協議会職員（以下、職員という。）は、福祉サービス利用者（以下、利用者という。）の人権・権利を明確にした上で、職員の行動規範の指針として「倫理綱領」を制定し、これを遵守していくものです。

また、様々なハンディキャップを抱えて生活している方々が、いかにしたら自分が望む豊かな生活ができるのかを、考えていかなければなりません。そしてハンディキャップを意識しないで生きていける住みよい社会の創造のために、地域社会の住民の皆様と協力し合い、助け合い、その実現に向けて取り組んでいきます。

第1条 個人の尊厳の尊重

- ノーマライゼーション理念に基づき、ハンディキャップを持った人たちが社会の中で共に暮らすことは、決して周囲の人々の善意によるものではなく、権利であると常に認識して支援します。
- 地域社会に対して透明性の高い福祉サービスの提供者を目指し、利用者の尊厳が尊重されているか、福祉サービスを提供する場の内外から適正に評価します。
- どのようなハンディキャップがあっても、その原因、特質及び程度にかかわらず、だれもが一人の生活者として可能な限り地域の中で生活し続けられるべきです。共に社会を構成する一員として互いに尊重し、支え合える社会のシステムづくりを目指します。

第2条 生活者としての権利の尊重

- 高齢者施設や障害者施設等の施設サービスを利用される利用者にとって、施設での生活が時代に合った生活、あるいは生まれ育った地域生活を基本に想定されているかどうかを常に評価し、質の高い生活を心掛け、地域社会での生活の実現に向けて支援します。
- 福祉サービスを必要とする人が、必要な時に必要なだけのサービスを利用し、地域社会の中で、自ら望む生活のあり方や人生設計を主体的に選択していくことができるよう、多様な選択肢の組み立てと、「地域で生きる力」を獲得するための社会的自立を支援する仕組み（プログラム）をつくっていきます。

第3条 プライバシーが守られる権利の尊重

- プライバシーの尊重は、人間関係・信頼関係を築く過程において必須条件です。利用者のプライバシーに係る事柄について話し合う場合は、必ず本人の了解を得て、結果を伝えることを原則とします。

○プライバシーには、生活、支援場面におけるプライバシーの確保と、利用者個人にかかわる情報を外部に漏らさないという、守秘義務にかかるプライバシーの両面のあることを考えなければなりません。このことを徹底することで、気軽に相談・話すという雰囲気作りを行います。

○宮城県社会福祉協議会個人情報保護規程を遵守します。

第4条 不当に財産が侵されない権利の尊重

○基本的に利用者の財産は、本人の意向に沿って管理、運用されることが原則であり、本人の生活にふさわしい、希望する生活に費やされるべきです。たとえ家族の申し出であってもこの原則に沿って進めます。

○一人ひとりの財産が守られるよう、常に財産管理の客観性を担保した取り組みに努めます。また、所持金の使用に関しては、適正な処理・管理に努めます。

○財産権が不当に侵されている恐れを発見した場合には、本人の意向を確認しながら、権利擁護に向けて支援します。

第5条 知る権利の尊重

○自己選択、自己決定に基づいた生活を送るためには、一人ひとりに合った提示の仕方、いかにわかりやすく十分な情報を提供できるかが問われます。

○サービス提供者として、利用者に必要な情報を個別対応で伝える一方、社会全体へ積極的にサービスの提供状況等、情報の公表をします。

第6条 自己決定の尊重

○自己決定とは、自分の生活に影響を及ぼす事柄について、本人自身が主体的に意思決定することを意味し、サービス提供事業所や職員が決めたことに追認、同意することとは質的に異なります。

○自己決定には、自己決定権と自己決定能力の二つの要素があります。自己決定能力は一人ひとり異なりますが、自己決定権は、いかなる人にも固有の権利として等しく存在する、基本的人権の一つです。そのためには日々の生活を通し、本人自身が理解できる方法で情報の提供・説明の支援を行います。

○自己決定権を行使するためには、代行者または権利行使の援助者が必要な場合があり、法的に規定された親権者、成年後見人などの他、私たち職員があたることもあります。利用者にとって不利益にならないよう、あくまでも本人の自己決定権を最大限尊重して支援します。

第7条 安心・安全な生活の保障

○利用者に対し、決して人権を侵すことがないように、日々、自分たちの言動、意識を自ら検証し支援します。問題が生じた場合には、組織を挙げて解決に向けて取り組み、その経緯・結果を

利用者に説明します。

- 人権侵害を防ぐ立場であると同時に、利用者の思い、権利の実現に努めます。
- 職務上、虐待等を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努め、通報等、人権の回復に向けて積極的に対応します。

第8条 身体拘束へと至らない質の高い生活が守られる権利の保障

○安全性と医療上の配慮から行われがちな身体拘束は、その行為自体がさらに拘束を必要とする

状況を生み出し、強いては残存機能を押さえ込み、心身機能の低下、場合によっては拘束死につながることを理解し、身体拘束のない質の高いサービスを提供します。また、家族等へも積極的に情報を提供し、身体拘束に至らない、一人ひとりを尊重した生活を推進します。

- 身体拘束は身体を自由を奪い、さらには人間としての尊厳を侵す行為であることを、職員一人ひとりが認識します。そして、身体拘束が必要な状況のみに着目するのではなく、利用者一人ひとりがどのような生活を望んでいるのか、アセスメントからサービス計画、そして具体的なサービスの提供に至るサービス全体を見直し、質の高い生活の実現へと取り組みます。

第9条 質の高いサービスを受ける権利の保障

- 利用者一人ひとりが、満足の得られる生活を送れるように、一人ひとりの要求に応えられる質の高いサービスを提供します。
- 常に質の高い専門性を求め、社会の流れを敏感に察知し、優れた人権感覚、豊かな人間性が身につくよう自己啓発をしていきます。

第10条 サービス利用計画策定に参画する権利の保障

- サービス利用計画策定への利用者及び家族の主体的な参画とは、サービス提供者が一方的に作成したものに、利用者等の同意を求めるということではありません。常に、両者の対等な関係を意識し、自己選択、自己実現ができる、本人を主体とした質の高い生活を送れるよう、取り組みます。

第11条 意見・質問・苦情を表明する権利の保障

- なんでも相談室の機能を充実させ、利用者本位のサービスを提供し、サービスの改善に繋がります。そのためには、苦情・要望が申し出やすい環境を整えると共に、解決への具体的な経過がわかるよう、記録の重要性を認識して取り組みます。